

4 高圧ガス保安法

[製造施設の設置等の許可・届出]

法の趣旨	高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を規制するとともに、民間事業者及び高圧ガス保安協会による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、もって公共の安全を確保することを目的としています。
許可・届出の必要な行為	高圧ガスの製造施設・貯蔵施設は、周囲の人家等に対して（施設の規模に応じた）一定の距離を有することが必要です。
許可・届出の必要な区域	県内全域
受理権者	県知事
基準等	高圧ガスの製造施設・貯蔵施設の設置や変更を行う場合は、周囲の人家等に対して（施設の種類・規模に応じた）一定の距離を有していることを含めて、法の技術基準を満たしていることを確認したうえで、許可や届出の受理を行います。
手続フローチャート	<pre> graph LR A[申請者] -- 申請・届出 --> B[担当機関] B -- 許可・受理 --> A </pre>
担当機関	県・・・本庁 危機管理部 消防保安課（第1種製造事業所許可申請のみ） 出先 各地方振興局 県民（環境）部 県民生活課
備考	